

## おいらせ町学校の指定変更に関する許可基準

### 【学区外就学】

事由			適用学年	期間	添付書類等
1	転居	最終学年で転居した場合	小学校第6学年及び中学校第3学年	卒業まで	
2		学期・学年途中で転居した場合	上記1以外の学年	学期・学年末まで	
3		住宅の改築等により、一時的に他の学校区に転居した場合	全学年	従前の住居記に転居するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請書の写し</li> <li>・ 請負契約書の写し</li> <li>・ 契約売買の写し</li> <li>・ 賃貸借契約書の写し等</li> </ul>
4		住宅の新築等に伴い、転居することが確実なため、転居先（新住所）の指定学校へ転居前から通学する場合	全学年	実際に転居する日まで	
5	地理的理由	通学距離等から安全性を考慮し、必要と認められる場合	全学年	卒業まで	
6	家庭環境	両親共働き又は一人親家庭等で放課後の預け先学区へ通学する場合	全学年	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労証明書</li> <li>・ 教育委員会が指定する書類</li> </ul>
7		保護者の疾病及び反社会的行為等の家庭事情により、住民票の異動が困難であるが、実際に住居している学区の学校へ通学を希望する場合	全学年	指定期日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の診断書</li> <li>・ 各種公的機関からの証明書等</li> </ul>
8		兄弟姉妹等がいずれかの事由により許可を受けている場合	全学年	指定期日まで	

9	身体的理由	身体的な理由（病弱・障害等）により指定校への通学に支障がある	全学年	指定期日まで	・医師の診断書
10	教育的配慮	いじめ等により、児童生徒及び保護者への精神的かつ身体的負担から、義務教育に支障をきたすと認められる場合	全学年	指定期日まで	・学校長の意見書等
11	部活動	指定校に希望する部活がない場合	全学年	卒業まで	・入部希望届等
12	その他	上記1～11以外の事由により、教育委員会において特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	